

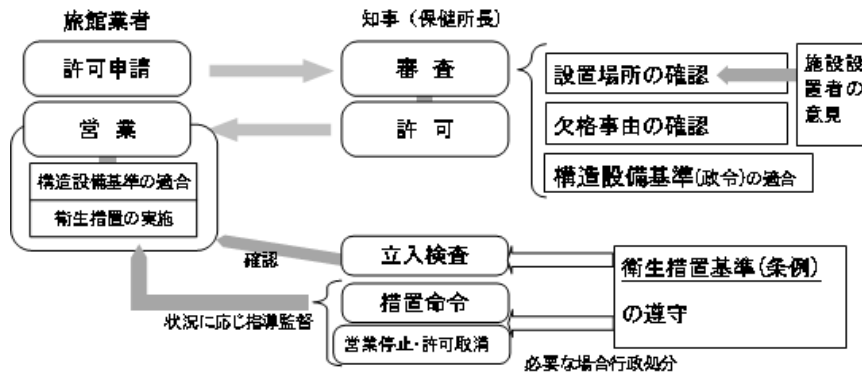
旅館業法施行条例の一部改正について

1 改正の趣旨

旅館業法施行条例（昭和 45 年岩手県条例第 43 号。以下「本条例」という。）について、旅館業の営業者に対する指導監督の根拠である宿泊者の衛生措置基準を改正しようとするものである。

2 旅館業法の体系

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく許可及び指導監督等の概要は次のとおりである。



3 条例改正の方向性

旅館業に係る衛生環境の変化を踏まえ、宿泊者の衛生確保に配慮の上、衛生措置基準のうち、レジオネラ対策に係る規定内容の一部見直しをしようとするものである。

- ・貯湯槽の温水の管理（レジオネラ対策）（第 4 条第 5 号ア(ケ)）

貯湯槽の温水については、レジオネラ属菌の滅菌のために温度設定（60 度以上）を求めているが、消毒による滅菌が可能であることが実証されていること等を踏まえ、消毒による対応を認める改正をしようとするものである。

（改正前）60 度以上 ⇒ （改正後）60 度以上。

これにより難しい場合はレジオネラ属菌が不検出となるよう消毒

4 今後の予定

本条例の一部改正（案）については、県議会令和 2 年 2 月定例会への提案に向けて検討を進めるものであること。